

①学校名:	東京医療保健大学		②所在地:	東京都品川区東五反田4-1-17		
③課程名:	東京医療保健大学大学院医療保健学研究科 医療保健学専攻感染制御学領域	④正規課程/履修 証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	平成19年4月	
⑥責任者:	学長・研究科長 木村 哲		⑦定員:	医療保健学専攻25名 (27年度感染制御学領域修了者2名)	⑧期間:	2年間
⑨申請する 課程の目的・ 概要:	病院におけるリスク管理の一環として、また、医療安全の面からも「感染制御学」は重要な学問領域です。感染制御のエキスパートは看護部門、薬剤部門、臨床検査部門、病院管理部門などあらゆる部門で求められており、医療に関わる企業でも必要になってきています。本大学院で感染制御について学んだ後、病院では、感染制御チームの一員となり、医療現場に直結した感染制御活動を行っていくことが期待されています。					
⑩4テーマへの 該当の有 無	なし	⑪履修資格:	<p>(平成29年度入学者の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者受け入れの方針 感染制御学領域における知識と技術を有し、臨床現場でのさらなる実践能力、専門的知識を体系的に学ぶ意欲を有すること。 ・出願資格 出願することができる者は、次の各号のいずれかの条件を満たし、平成29年3月末現在で、医療・保健施設、教育研究機関、官公庁、企業等の現場において実務経験のある社会人とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)大学(学校教育法第83条に定める大学をいう。以下同じ)を卒業した者。 (2)学校教育法第104条第4項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者または平成29年3月末日までに授与される見込みの者。 (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。 (5)我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。 (6)専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者。 (7)文部科学大臣が指定した者(昭和28年文部省告示第5号)。 (8)本大学院において、個別の入学試験出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成29年4月1日現在で満22歳以上の者。 			
⑫対象とする 職業の種 類:	医療施設において感染制御に従事する専門職および関連企業社員					
⑬身に付ける ことのできる能 力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 医療関連感染の制御のための各種の対策が、エビデンスに基づいたものかどうかを検証でき、その有効性を評価できるとともに、さらに新しい有効な方策を医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師と協働して探求・研究できる医療スタッフおよび企業人を育成。		(得られる能力) 感染制御の基本から専門的知識までを修得し、有効でかつ適切な対応を実践できる能力を発揮できる。			

⑭教育課程:	<p>医療現場では多剤耐性菌による院内感染、医療スタッフへの職業感染が大きな問題となっています。医療保健学研究科修士課程感染制御学領域では、院内感染防止のための各種の方策に対して、有効性・経済性の両面から評価し、エビデンスに基づいた対策かどうかを文献的考察、講義や演習、独自の実験などを通して正しく評価できる素養ならびに新しいシステムを構築できる研究者を育成するための教育を実践しています。</p> <p>授業科目におい感染制御学・周手術医療安全学・滅菌供給管理学 特論 Iでは、基礎的な感染制御として感染防御機構、消毒・滅菌法をはじめ感染制御に必要な基礎知識を修得するための講義が行われています。安全管理情報学として職業感染防止、カテーテルをはじめ各種デバイスに関わる感染制御などについても知識や技術を修得させています。これらの教育は、長年医療機関において実務に関わってきた教員による授業として行われています。</p> <p>感染制御学特論 II【臨床微生物検査学】では、微生物の生育に必要な条件や、細菌培養の基本手技に関する事項を学ぶことにより、感染制御について微生物学的側面からの知識を身に着けることができます。</p> <p>医療機関における感染対策は、まさにチーム医療であり、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師がそれぞれの得意性を生かして感染防止対策に協働して携わるべき事項です。感染制御に関わるスタッフは、大学院就学中といえども長期間にわたって勤務を離れることはできません。そのため本学では就業しながら学ぶことのできるカリキュラムや研究指導体制を構築しています。</p> <p>医療関連企業からの院生においても、業務を行いながら研究できる体制となっており、遠隔地から毎週末に通学して講義の受講と実験をおこなうことができます。</p> <p>本学の大学院では、医療機関における感染制御について医療安全の立場からもリスク管理の一環として最重要課題として捉えております。大学院で感染制御について学んだ後は、病院では感染制御チームの牽引者となり、医療現場に直結した実践的感染制御活動をおこなっていく事が期待されています。</p> <p>企業からの院生においては、感染制御に関するエキスパートとして新製品の開発などの企業活動に直接結びついた技術の修得を目指しております。</p>						
⑮修了要件(修了授業時数等):	2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を習得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。						
⑯修了時に付与される学位・資格等:	修士(感染制御学)						
⑰総授業時数:	108 単位	⑱要件該当授業時数:	104	該当要件	双方向実務家	⑲要件該当授業時数 / 総授業時数:	96%
⑳成績評価の方法:	授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与える。ただし、試験は筆記試験に限らず、論文・レポート、実技の成績等によってこれに代えることがある。						
㉑自己点検・評価の方法:	理念・目的に基づき適切な教育研究等を行い有為な人材の育成が図られているかについて、毎年度、学科長会議・研究科長会議・教授会及び学科会議等において点検・評価及び検証を行っており、その結果に基づき教育研究等の改善充実を図ることとしている。						
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	効果検証としては、修了後の所属・職位の変化、研究等発表状況、研究生制度への応募、等を追跡調査している。特に設置後8年を経過した平成26年度に全領域修了者127名を対象に現職の環境の中で、「高度専門職業人」としての役割りを果たしているか等の動向調査を行い報告書も作成した。他、定期的に修了生の研究会を開催し、活動報告を行い、教育の成果を確認している。						
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	<p>(教育課程の編成) 本学では学外の大学教員及び実務家等、有識者をもって構成する「スクリー委員会」を設置しており、教育研究の質の向上を図るとともに内部質保障を図る観点から本学の教育研究関連課題を社会的側面から検討願外部からの提言・評価をいただいている。これをもとに教育課程編成を含め授業方法等の改善を継続実施している。</p> <p>(自己点検・評価) スクリー委員会で出された意見を取りまとめたものを本課程の企画・運営を担う各部署の自己点検評価委員会に付議して教育効果等を検証し、その検証結果の報告に基づき、本学全体の大学経営会議において、課程の点検・評価を行う。</p>						
㉔社会人の受講しやすい工夫:	週末の講座開講、年3回の集中講義						
㉕ホームページ:	http://www.thcu.ac.jp/graduate/healthcare/						

事務担当者名	諸田 清	所属部署:	大学院事務室				
連絡先:	(電話番号)03-5421-7685 (E-mail)info-master@thcu.ac.jp						

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。